

売買契約書

1. 物品番号 第1号
2. 車名 三菱 ファイター
3. 車台番号 U-FK417E改
4. 引渡し期限 令和7年3月27日まで
5. 売買代金 ¥ _____ —
(内訳)
入札金額 ¥ —
消費税及び地方消費税の額 ¥ —
6. 契約保証金

上記の売買契約について、売主と買主は次の条項により、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月 日

(売主) 十和田市西十二番町6番1号
十和田市
十和田市長 櫻田百合子

(買主)

(総則)

第1条 売主及び買主は、売買契約に際し、この契約書に従いこれを履行しなければならない。

2 買主はこの契約書に明記されていない細部の事項については、売主の指示を受けるものとする。

(売買代金の支払)

第2条 買主は、売主の発行する納入通知書により、売買代金を令和7年3月24日までに支払わなければならない。

(物件の引渡し)

第3条 売買物件の引渡しは、売買代金を売主が領収し、買主が名義変更等手続きを完了したことを売主が確認したとき、売買物件の所在地において、買主の立会いの上、行うものとする。

2 買主は、物件の引渡しを受けたときは、売主の指定する期日までに搬出するものとし、引渡しに係る諸経費はすべて買主の負担とする。

3 売主は、物件の引渡し後は、当該物件の保管責任を負わないものとする。

4 物件の引渡し方法は現状渡しとし、売主は、引渡し後の物件の不調や故障について、一切、その責任を負わないものとする。

(物件の所有権)

第4条 本物件の所有権は、前条の物件の引渡し完了時に売主から買主に移転する。

(契約の解除)

第5条 売主は、買主が次の各号のひとつに該当するときは売買契約を解除することができる。

(1) 第2条の売買代金を納入期限までに納付しないとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、買主は、売買代金の100分の5に相当する額の賠償金を売主に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 買主は、売買物件の引渡し前に売主の承認を得た場合のほか、この契約書によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(損害賠償)

第7条 買主は、売買物件の搬出に当たり、他の物件に加えた損害については、賠償の責めに任ずるものとする。

(その他の協議事項)

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、売主と買主とが協議の上これを定めるものとする。